

2021年10月18日

各位

会社名 株式会社 新生銀行  
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之  
(コード：8303 東証第一部)

## SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けに関する 買収防衛策に係る取締役会評価期間の延長に関するお知らせ

2021年9月17日付で公表しました「SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」(以下「買収防衛プレスリリース」といいます。)でお知らせしたとおり、当行は、SBI ホールディングス株式会社(以下「SBIHD」といいます。)の完全子会社である SBI 地銀ホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といい、SBIHD と総称して「SBIHD ら」といいます。)による当行株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の公表を受け、当行の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号。以下「本基本方針」といいます。)を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、本プラン(本プランの詳細については買収防衛プレスリリースをご参照ください。)を設定し、本公開買付けに対する対応を慎重に検討しております(注)。

(注) 2021年9月17日付で公表しました「SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」でお知らせしたとおり、当行は、本公開買付けに対する意見を留保する旨を公表しております。

当行取締役会は、本プランに基づき、SBIHD らから提出された情報に基づき、本公開買付けがなされることに賛同するか反対するか、また、反対する場合に対抗措置(注)を発動すべきかの評価(以下「本評価」といいます。)をするための30日程度の期間(取締役会評価期間)を、2021年9月17日(金曜日)から2021年10月18日(月曜日)まで(初日及び最終日を含め合計32日)と定め、本評価を行ってまいりました。

(注) 具体的には、(a)差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償株主割当て、及び(b)それに続いて、当行株式を対象として、SBIHD ら以外の者が保有する全ての当該新株予約権を強制取得することにより、SBIHD らの保有する当行の議決権を希釈化することです。

また、2021年10月6日付で公表しました「(開示事項の経過) SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)にかかる独立社外取締役協議会組成のお知らせ」でお知らせしたとおり、本プランの運用の公正性・客観性を一層高めること等を目的に、当行の独立社外取締役5名は、当行経営陣から独立した立場の同人ら5名のみをメンバーとする「独立社外取締役協議会」を組成し、同協議会及び当行取締役会は本評価を進めております。

本日、当行取締役会は、本評価のための検討項目が多数にわたり時間を要することから、やむをえず、取締役会評価期間を2021年10月21日(木曜日)まで3日間延長することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本プランにおいて、当行取締役会が取締役会評価期間内に本公開買付けへの賛否及び対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。)延長することができる(なお、当該延長は1度に限り。)とされております。

以 上

お問い合わせ先



新生銀行 グループ IR・広報部

報道機関のみなさま: [Shinsei\\_PR@shinseibank.com](mailto:Shinsei_PR@shinseibank.com)

(担当: 下村、紀、伊佐)

株主・投資家のみなさま: [Shinsei\\_IR@shinseibank.com](mailto:Shinsei_IR@shinseibank.com)

(担当: 高田、朝間、持田)